

東京信用保証協会との懇談会報告

東京同友会は2004年12月1日、東京信用保証協会と続く第4回目の懇談会を行いました。主なテーマとなった下記の点についてご報告致します。

出席者リスト

保証協会 木村 君雄 東京信用保証協会保証統括部長
菊地 豊彦 東京信用保証協会保証統括副部長
五十嵐 久 東京信用保証協会保証統括副部長 兼 社債・制度保証課長
小泉 幸郎 東京信用保証協会保証統括課長
山下 日出男 東京信用保証協会企画部企画担当部長
原田 安則 東京信用保証協会企画部企画課長

同友会 三宅 一男 副代表理事

水戸部 良三 政策部長

政策部員：尾崎充、佐々木正勝、建野久晴、中村優、細野知久、本山努、若杉明裕

事務局：荻原邦弘、瓜田靖（中同協）

1、保証枠の拡大

- (1) 景気回復に伴い新たな取組みを進めるに資金需要が予想される。これに見合った体制をとるよう要望します。

返済能力を見極め希望に沿うよう努力する

- (2) 静岡や埼玉でおこなわれているような別枠の新商品を検討されたい

東京都では別枠でCLOがあり、上限が8000万円ある。実績として2800億円融資している

- (3) 現在「長経」で運転15年、設備20年制度があるが利用しやすいものに改善を要望します。

全国統一の制度なので東京単独では難しい。一般の資金繰り融資の保証では最長10年のものがあるが、10年はかなり長いものであるという認識です。

- (4) 一定金額までは、個人保証免除願いたい。

第三者の連帯保証を必要としない取扱を検討している。しかし、企業内容によっては必要な場合もある。

2、信用補完機能の改善

貴協会は本来、担保力に乏しい中小企業金融の円滑化を図り、中小企業を健全に育成するという信用補完機能が目的の組織であります。

金融環境はある程度改善しつつあるも、2004年版中小企業白書に見られるように、その影には実際、資金が必要な企業に供給されていない実態も見受けられます。信用力の乏しい企業にとって貴協会の与信供与機能が生死を決するといつて過言ではありません。

人的・担保優先主義からの事業性の評価を中心とする保証条件の緩和を一層進められたい。

平成16年9月末時点で保証をしたうち、無担保が90%、有担保が10%であり担保優先主義ではない

3、保証協会担当者のスキルアップの徹底

新しい制度融資等で(たとえば4月から実施されたチャレンジワン)徹底が遅れていたりその為、本題の審査が遅延したりする事例が見受けられます。企業にとっては1日の保証決定のずれが、死活問題ともなりかねません。

貴協会担当者のスキルアップの徹底を要望するとともに、中小企業と同じ目線に立ち親身でスピーディーな対応をお願いしたい。

今後とも職員教育を徹底し、親身な対応に努めていきたい。協会では申込から決定までの時間を短縮すべく努力しており平均8.6日(昨年は10.8日)となっており、3日以内の決定が35%(昨年は24%)となっています。今後も社員の教育につとめ、スピードアップをはかる。

4、 事業承継における個人保証の改善

代表権が外れた場合に新たな代表者に保証債務を移行できるよう見直しを進められたい。相続時に「重畳的債務引き受け」ではなく「免責的債務引き受け」か、新代表者による借換えなどができるよう改善を要望します。

保証債務は期間、金額が限定されているので、代表を辞めてという理由だけで連帯保証をはずすという考えはありません。ただし、個人事業主が死亡した場合は、免責的債務引き受けを認めています。今後の課題として、実情にあった方法がないか研究しているところです。

5、 特定社債保証の条件緩和

対象条件を純資産額に於いて1億円以上に緩和していただきたい。

この条件は経済産業省の省令で条件が決められており、中小企業庁に対して見直し検討を依頼中。

6、 求償債務完済後6ヶ月経過後の利用の徹底

過去の事故の経営者に対して実際には貴協会を利用できないような事例が見受けられます。利用の手引きにある条件をクリアすれば案件の中味による審査をして頂きたい。

完済すれば追加保証の資格はできるが、一律に保証ができるわけではなくそこで審査をおこなうこととなる。完済後利用できない事業者に、なにか個別の要因があったのではないか。

7、 審査のスピードアップ

審査のスピードにつきましては改善努力頂いているようですが、申込金融機関の事情、貴協会の事情、案件の条件面での事情がわからないままに長引いている事例が見受けられます。審査の透明性を高め、一段のスピードアップを要望します。

スピードアップについては項目3のところでお答えしました。長引く事情については、個別事業者へその事情をお伝えしています。

質問事項

- 1、信用リスク、保証枠、で格差をつけた保証制度の創設は可能か？
回答 リスクをどこに、どのようにとらえ、それに見合った保証料率を決めるのか基準作りが難しい。検討はしているが、利用者に説明し納得できるものがないのが現状である。
- 2、再保険が中小企業総合事業団から中小公庫へ移った影響はあるか？
回答 現時点で、特にない。
- 3、「新銀行東京」の為の信用機関を設立するらしいがその影響は、関係は？
回答 いまだ事業内容を把握していない。資本、人的関係はない。
- 4、表面上ほとんど使われていない制度もあるようであるが、集約化し利用し易くできないか？
回答 国策として創設された制度であり、必ずしも不要な制度とは考えていない。ただし、制度がわかりづらい現状は認識している。窓口で個別企業ごとに相談できる体制をとっており、制度の説明をしていきたい。
- 5、東京信用保証協会の理事会の構成メンバーはどうなっていますか？中小企業経営者の団体や地域金融機関の代表は入っていますか？
回答 理事22名以下 監事3名以下と定款で定めている。商工団体からの参加はない。
(同友会からは、ぜひ商工団体 - 借り手の側の代表を入れるように検討を要望)

6、貴協会のHP上で審査のポイントの財務面で具体的な数字は公表可能か？

回答財務のみで決めているわけではない。将来性など定性的なものを加味し判断しているので、公表できるものはない。(同友会から審査基準の開示があれば励みになるとして、再考を要望)

7、6を踏まえた当団体との提携制度の設立は可能か？商工会議所や中小企業団体中央会等の経由の申込の制度がありますが当団体と同じくするには何をすればよろしいですか？

回答金融機関以外の団体との提携商品は実施していません。今後、商工団体の皆様のご意見を伺った商品開発も必要と考えております。ただし、特定の団体に限定した取扱いは難しいと考えております。また、保証申込の窓口については、協会以外では東京都、東京商工会議所、東京商工会などに設置されていますが、過去協会の窓口が少ない時代に東京都制度融資の関係でできたもので、保証協会の窓口(12ヶ所)が整ってきた現段階で増やす効果は薄いと考えています。